

IPP分析レポート

NO.7 | 2016.3.10

「LGBT差別解消法案」の問題点

-婚姻・家族制度の崩壊促し、思想・信条の自由侵害の危険性――

八木 秀次 麗澤大学教授、法制審議会民法(相続関係)部会委員

昨年、渋谷区で同性カップルを結婚相当とする関係を認める条例が施行された。また、世田谷区が「パートナーシップ宣誓 書」を打ち出すなど、全国的な広がりが懸念されている。一方、国会では性的少数者の差別禁止を求める「LGBT差別解消 法」を検討する動きが出ている。ただ、法案は婚姻制度や社会制度・慣習を崩す危険な内容をはらんでいる。

渋谷と世田谷の「パートナーシップ」の 問題点

昨年4月、渋谷区が「同性パートナーシップ条例」 を制定した。その後、世田谷区は条例によらない「パ ートナーシップ宣誓書」という方式で進めている。い ずれも同性カップルを結婚に相当する関係と認める、 つまり同性婚を目指す方向を打ち出している。

世田谷の「パートナーシップ宣誓書」をみると、当:る法制度が検討されていることである。 事者が「互いをその人生のパートナーとする」と区役: 所職員の面前で宣誓書を提出する形。 当事者がこれを: 受け入れるのかと首を捻るものである。宣誓書は10: 年間保存されるとし、同性カップルの双方が廃棄を希 望するときには廃棄されるとしている。男女の結婚で も離婚は多いが、同性カップルは更に関係が希薄で別: れる率が高いとも言われる。そうした点をどう扱うの か、制度設計はまったくできていない。

重要なことは、「婚姻関係とパートナーシップはま ったく意味が違う」ということである。ところが渋谷 区も世田谷区も、性的指向の前提としているのが、「 異性愛、同性愛、両性愛、無性愛は価値として平等」 だということである。世田谷区は区長権限の「宣誓 書」で止まっているが、渋谷区の場合は区の性的マイ ノリティの人権施策として、とりわけ学校教育、生涯 学習に入れていく計画である。区立の小中学校では独 自の教材を作り、LGBTへの理解を深める授業とし て、子供に異性愛も同性愛も同じという意識を植え付 けていくのは、教育上も大きな問題である。また区内 の事業者に性的指向はすべて平等という前提で差別をご

: してはいけないと求めるのは、思想信条、信教、表現、経 済活動の自由を脅かすことになる。

あらゆるものが「差別」とされ 伝統的文化や慣習が崩壊

渋谷や世田谷のパートナーシップの形態は、憲法が定め る婚姻規定からも大きな問題をはらんでいる。しかし、そ れ以上に現在の深刻な問題は、LGBT差別全般を禁止す

現にLGBT(性的少数者)の人たちが存在する以上、 配慮は必要になる。例えば人前で人格を侮辱されるような ことがあってはならない。ただ、現在検討されている差別 禁止法案は、LGBTの人たちの結婚を認めないことのみ ならず、ありとあらゆるものが差別とされて、男女関係、 男とは女とは何か、それによる結婚、家族のあり方、それ



麗澤大学教授、法制審議会民法 (相続関係)部会委員

八木 秀次 (やぎ・ひでつぐ)

1962年、広島県生まれ。早稲田大 学法学部卒業後、同大学院法学研 究科修士課程修了、政治学研究科 博士後期課程中退。専攻は、憲法

学。第二回正論新風賞。高崎経済大学教授などを経て 2014年より麗澤大学教授。一般財団法人「日本教育再 生機構」理事長、内閣官房教育再生実行会議提言FU会 合委員、法務省法制審議会民法(相続関係)部会委員、 フジテレビジョン番組審議委員など。著書に『夫婦別姓 大論破!』(共編著、洋泉社)、『憲法改正がなぜ必要か』 (PHP研究所)など多数。

気に崩されてしまう危険性を持つものである。

日本ではLGBT法連合会という団体が、先進国と 同等のLGBT差別禁止法制定を求める活動を展開し ている。1月27日に生活者ネット主催で東京都当局と LGBT関係者との間で意見交換会が都議会で開催さ れた。国会ではLGBTに関する課題を考える超党派 の議員連盟が結成され、LGBT法連合会に突き動か されるような形で議員立法の動きが始まっている。2 月16日には、学生と国会議員の意見交換会が開催さ れている。

LGBT法連合会のホームページをみると、「日本: における性的指向および性自認を理由とする困難を解 消する地方自治体の施策」の一覧表が掲載されてい る。それらの施策は大別すると男女共同参画施策の中 で性的マイノリティに対する差別をなくしていく。そ して人権施策の中で行うというもので、多くの自治体 で施策が行われていることが確認できる。

さらに彼らが作成した『性的指向および性自認を理 由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト』 という16頁にわたる一覧表を見ると、理解できる部 分もあるが、ここまで問題にされると社会全体が崩れ てしまうというものも混在している。性的少数者に対 する「差別」には解消すべき不当な差別と、その差別 を解消するという名の下に全体を大きく崩してしまう ものがある。それらを分けて考える必要があると思 う。

「男女の色分け」や「性別欄」も 解消リストに

例えばリストの「子ども・教育」の分野では、「学 校の制服や体操服などが戸籍上の性別で分けられたた め、苦痛を感じ、不登校となった」「男女で分けた授 業や種目、体育祭、部活、合唱コンクールにおいて、 性自認と戸籍性の不一致のために自分のやりたいこと を選択できなかった」「学校行事において男女で色分 けしたり、役割を決めていたりするため、自分が望ま ない色をあてがわれ、好まない役割を担わされた」、 また「学生証に性別欄がある」「卒業証明書・卒業見 込証明書や成績証明書に性別欄がある」といった性別 欄の記載があることで性同一性障害であることが知ら れ、不快な思いや不利益を被ったなど60項目を挙げ: な発育をはかるために、両親の関係を制度で保護する ている。

「就労」の分野では、「パートナーの死別に際し: ているわけである。

らを背景としている文化、慣習など、諸々のものが一 : て、遺族補償の給付、死亡退職金の給付、見舞金・慶 弔金の支給等が拒否された」等々、法律上結婚と扱わ れていないため、使用者との関係でさまざまな不利益 :が生じたと指摘しているわけである。

> 「カップル・養育・死別・相続」では、「パートナ ーを扶養家族として所得税の申告をしたが拒否」「特 別養子を受け入れることができなかった」「パートナ 一の死別に際し、パートナーの財産を相続できなかっ た」「未成年の子がいるため、戸籍上の性別を変更で きなかった」など20項目を挙げている。

> 一覧表が示している、性的少数者が社会で直面する 困難として挙げている内容は、かつてジェンダーフリ ーで問題とされていた内容と重なっている。男女別、 男女を前提とした婚姻制度を基本とした、社会保障な どさまざまな制度、慣行がすべて差別に当たるとい う。その意味でここに羅列されていることは、疑問の 多い内容である。

> LGBT法連合会の関係者が座談会で話している内 容を見ると、一般の人には抵抗感がある同性パートナ ーシップより、むしろLGBT差別禁止法の方が受け 入れやすく、手っ取り早いということのようである。 ところが中身をみると、LGBT差別禁止法の方がよ ほど包括的で危険な内容なのである。

「婚姻制度」は次世代の子供を 産み育てるための制度

そもそも同性カップルからは自然には子供は生まれ ない。男女の婚姻関係と同性カップルはまったく異な るもので、区別して考える必要がある。

法制度上、男女の婚姻関係は他の人間関係と比べて 保護・優遇されている。民法上は結婚すれば夫婦は同 じ姓を名乗り、同居、協力及び扶助の義務や婚姻費用 の分担など、義務規定を定めている。最も保護、優遇 される点は配偶者が死亡すれば、法定相続で財産の半 分を相続できると規定されている点である。

税制上も、配偶者特別控除があり、社会的にも企業 団体等で家族手当てが支給されたり、公営住宅に入所 できたり、特別に保護されているのである。

婚姻制度がなぜ特別に保護・優遇されているかとい うと、婚姻制度自体がそもそも子供を産み育てる制度 として作られているからである。子供の心身共に健全 ことで婚姻関係が簡単に壊れないような仕組みを作っ

婚姻制度が次世代の子供を産み育てる制度であるこ とを、どれだけ深く理解しているか、認識の差が大 きい。ところが一般の人や同性婚関係者、一部の政 治家の方々のなかには、結婚は当事者間のものだか らという理解に止まっていて、婚姻制度の意義につ いて認識が十分になされているとは言えない。

子供は次の時代を担う存在であり、国全体として は労働、社会保障の担い手として社会を支えるとい う意味を持っている。だからこそ子供が生まれ育つ 制度として婚姻関係を特別に保護しているわけであ る。婚姻関係と同性愛者同士の関係はまったく異な るものとして捉えるべきだが、これを意識的・無意 識的に誤解している人が非常に多い。

婚姻制度はどういうものなのかということを、地方 自治体の行政当局はどれだけ認識しているか。男女 の婚姻関係と同性愛者同士の関係をはっきり区別、 あるいは整理して考えないと、LGBT差別禁止法 の危険性が、なかなか理解できないと思う。

地方議会で性的マイノリティの問題を指摘して非 難されるケースがある。言わんとすることが曲解さ れている場合もあるが、性的マイノリティの人たち は存在するわけだから、一方でそうした人たちへの 配慮はしながらも、婚姻制度の意義をしっかり訴え ていくべきだろう。

「男女共同参画社会基本法」と 「人権擁護法」を合わせた法案

LGBT差別禁止法の制定の動きについて言え ば、LGBT法連合会が独自の法案を作成してい る。国会では民主党の作成案をたたき台に超党派の 議員連盟が法案検討に関わっており、1月14日の日 付で「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消 等の推進に関する法律案骨子」(たたき台)を公表 している。

男女共同参画社会基本法並みの法制度にすること を目指しており、仕組みは男女共同参画社会基本法 とほぼ同じである。男女共同参画社会基本法と、民 主党や自民党でも検討され批判を浴びた人権擁護 法、二つを合わせたような中身になっている。

民主党のたたき台もLGBT法連合会の法案も問 題のポイントは、「全ての国民が、その性的指向又 は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有す る…」の中の「性的指向又は性自認にかかわらず」 という文言にある。男女共同参画社会基本法にある : そのとき以上の危険な動きに発展する可能性は十分

「性別にかかわりなく」の文言と同じである。性的 指向又は性自認をすべてフラットにする、社会制度 も慣行もすべてフラットにすることを求めている。 つまり、冒頭で紹介した、彼らが困難として挙げて いる一覧表の項目がすべて解消されるということに なる。これは男女という存在を前提としたさまざま な制度や慣行がすべて崩れるということである。

内閣に担当大臣、行政機関に担当部署

民主党のたたき台では、内閣府に審議会を置くと なっている。これは内閣府に特命大臣、LGBT差 別禁止担当大臣を置くという意味である。たたき台 の法案には、実効性を持たせるために、行政機関等 や事業者に「性的指向又は性自認を理由として、不 当な差別的取扱いをしてはならない」と、「不当な 差別的取扱いの禁止」を義務付けている。さらに「 現に性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去の 実施についての配慮をしなければならない」と、社 会制度や慣行を変更することを義務付ける内容にな

差別解消のための措置として、雇用と学校教育の 分野が主に挙がっている。それらの実効性を確保す るために、主務大臣は事業者等が指針に反している 場合は報告を求める、または助言指導勧告ができ る。勧告に従わない場合はその旨を公表することが できるとしている。さらに啓発活動や地域協議会の 設置を明記している。

これは男女共同参画社会基本法と中身は基本的に 同じで、ありとあらゆる行政機関にLGBT差別解 消の部署を置き、ありとあらゆる社会制度・慣行を 点検し、その差別を除去するという名のもとに、そ れらを崩していくことになる。今は超党派の議員連 盟は20人ほどに止まっているが、東京オリンピック が近づくにつれて、それを追い風にLGBT差別禁 止法が力を持ってくることは間違いない。

思想・信条の自由、表現の自由侵害の 危険性

禁止法ができれば、気がつかないところで思想・ 信条の自由、表現の自由等を縛っていく危険性があ る。かつて男女共同参画社会基本法に入れ込まれた 「性別にかかわりなく」という文言から、過激なジ ェンダーフリーの動きが全国の自治体に広がった。

ある。

少なくとも男女の区別を前提としたものは、全て 排除される。人権擁護法案の時も被差別者が差別と 感じたことがすべて禁止されるというものだった。 これと同じ論理で、性的少数者が不快に思えること はすべて差別であるから、ほとんどの社会制度・慣 行が否定されることになる。このことをしっかり強 調しておくべきである。

もちろん、LGBTが社会と直面している困難として一覧表を紹介したが、その内容すべてが、受け入れられないということではない。繰り返すが、例えば人前でホモとかオカマなどと言われ、人格を侮辱されるようなことがあってはならない。ただ、だからといって学校教育で男女を前提に分けることの合理性を全部なくせというのは話が違う。

同性婚については、集団的自衛権と同様、憲法解釈で合憲とされる余地があるかどうかだが、さすがに憲法24条の「両性」は男女であって、同性婚推進派が言うような「当事者」とは読まないという学説が主流である。同性婚を認めるには憲法改正を要する。

ただしLGBT差別禁止法は、すんなり可決する可能性がある。そうなると次は同性婚になる。LGBT差別禁止法は、それほど危うさをはらんでいるのである。

学校教育では婚姻を含む 社会制度の基本を教えるべき

今後の課題としては、何が認められ、何は認めてはいけないのか、ある程度、理論的根拠をもってきちんと示していくことが必要であろう。少なくとも男女の婚姻は社会制度として意義があるものとして、今ある婚姻制度を守るということが重要である。アメリカでは各州で結婚防衛法が制定された。

残念ながら昨年6月、連邦最高裁がこれを法の下の 平等に反するとして違憲判決を出したが、日本でも 結婚制度を守るという考え方が必要になってくるで あろう。また、アメリカでは結婚を男女の関係に限 らないとして結婚の再定義が行われているが、日本 では逆に結婚の意義、婚姻の再認識が必要と考え る。

もうひとつは学校教育で性的少数者の問題をどう 扱うかということである。現に性的少数者が存在す るわけであるから、学校でも性的少数者への配慮は 必要になってくる。その上で学校教育において婚姻 を含めて社会制度としての基本とは何かを教えてい かなければならないと思う。基本は異性愛の関係 であり、異性の関係で社会制度が成り立っている ことをしっかり教えることである。男女の婚姻関係 も同性同士の関係も価値として同じとなると話が違 う。大事なことは性的少数者への配慮は必要とした 上で、婚姻制度、信教、思想信条の自由、子供の教 育、この辺りをどう担保し、守っていくかというこ とだと思う。

IPP分析レポート NO.7

「LGBT差別解消法案」の問題点

一婚姻·家族制度の崩壊促し、思想·信条の自由侵害の危険性——

※本稿の内容は必ずしも本研究所の見解を反映したものではありません。

2016年3月10日発行

発 行 所 一般社団法人平和政策研究所 代表理事 林 正寿 (早稲田大学名誉教授) ©本書の無断転載・複写を禁じます



住所 〒 169-0051 東京都新宿区西早稲田 3-18-9-212 電話 03-3356-0551 FAX 050-3488-8966 Email office@ippjapan.org Web http://www.ippjapan.org/